

「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について」（事務ガイドライン）の一部改正

新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>2 各種規程の承認等 組合の各種規程の承認等に係る手続きは、以下によるものとする。</p> <p>2-3 農業経営規程の承認</p> <p>2-3-1 申請書類 法第11条の32第1項及び第3項の規定に<u>基づく</u>農業経営規程の設定又は変更若しくは廃止の承認申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。 また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。</p> <p>(1) 設定承認申請書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業経営規程承認申請書（様式については、別紙様式6を参照） ② 理由書 ③ 農業経営規程全文 ④ 規程を定める議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本） <p>(2) 変更承認申請書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業経営規程変更承認申請書（様式については、別紙様式7を参照） ② 理由書 ③ 農業経営規程変更新旧対照表 ④ 農業経営規程全文（現行のもの） ⑤ 規程変更の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本） <p>(3) 廃止承認申請書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業経営規程廃止承認申請書（様式については、別紙様式8を参照） ② 農業経営規程廃止理由書 ③ 規程廃止の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本） <p>2-3-2 審査要領 (1) 農業経営規程の設定又は変更の承認を行う場合は、施行規則第52条に規定する記載事項が農業経営規程に記載されているか、<u>農業経営が法第11条の31第1項各号のいずれの場合に該当するか、同条第2項の要件が担保されているか、同条第3項から第9項までに規定する手続を経ているか、慎</u></p>	<p>2 各種規程の承認等 組合の各種規程の承認等に係る手続きは、以下によるものとする。</p> <p>2-3 農業経営規程の承認</p> <p>2-3-1 申請書類 法第11条の32第1項及び第3項の規定に<u>基く</u>農業経営規程の設定又は変更若しくは廃止の承認申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。 また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。</p> <p>(1) 設定承認申請書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業経営規程承認申請書（様式については、別紙様式6を参照） ② 理由書 ③ 農業経営規程全文 ④ 規程を定める議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本） <p>(2) 変更承認申請書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業経営規程変更承認申請書（様式については、別紙様式7を参照） ② 理由書 ③ 農業経営規程変更新旧対照表 ④ 農業経営規程全文（現行のもの） ⑤ 規程変更の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本） <p>(3) 廃止承認申請書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業経営規程廃止承認申請書（様式については、別紙様式8を参照） ② 農業経営規程廃止理由書 ③ 規程廃止の議決をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（謄本） <p>2-3-2 審査要領 (1) 農業経営規程の設定又は変更の承認を行う場合は、施行規則第52条に規定する記載事項が農業経営規程に記載されているか、<u>慎重に審査するもの</u>とする。</p>

重に審査するものとする。

(2) 法第11条の31第1項各号の場合は、次のとおりである。

① 同項第1号の場合により行うときは、対象とする農地又は採草放牧地が組合の地区内であり、当該農地又は採草放牧地について、現在、担い手が不足し、又は不足することが見込まれるため、農業上の利用が適切に図られていない状況にあり、又は図られなくなることが見込まれることから、組合が当該農地又は採草放牧地を賃借し、自ら農業経営を行うことが組合員のニーズや地域の農業を維持する観点に照らして客観的に妥当であると認められる場合である。

② 同項第2号の場合により行うときは、農地利用集積円滑化団体として、農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農地で研修等事業を行い、新たな担い手に引き継いでいく場合等担い手の育成等につながる場合である。

③ 同項第3号の場合により行うときは、組合が農家の再建・整理を図る際に転廃業農家の農業用施設を引き受けて農業経営を行う場合や、担い手育成のために農業用施設を利用して行う農業経営など施行規則第51条の2に定める場合である。

(3) 農業経営規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。

2-3-3 留意事項

(1) 組合は、その行う事業によって組合員のために最大の奉仕をすることを目的としており、農業経営事業については、昭和45年に当該事業が認められて以来、組合員の営農活動と競合しないと認められる受託農業経営や農地保有合理化法人として行う研修等事業などに限定されてきたところである。

平成21年6月に公布された農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）による改正後の法においては、担い手が不足する農地等が増加する中で、組合自らが、組合員のニーズに基づき、組合員の営農活動と競合しない範囲で、担い手が不足する農地等において農業経営事業を行うことができることとしたところであり、今後、組合が農業経営事業を通じて地域農業の維持を図って行くことが求められている。

(2) 一方で、組合の農業経営事業は、組合員のニーズに基づき、組合員の営農と競合しないような形態で、安定的に行うことが重要であるため、その開始に当たっては、組合員にその趣旨、その事業を行う地区、作目等の内容を十分周知するとともに、組合内部で十分意見調整を行うよう指導する必要がある。

(3) 組合の農業経営事業については、組合員の総意の下での安定的な事業運営を確保するとの観点から、農業経営に関する事業計画及び事業実績につ

(新設)

(2) 農業経営規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。

2-3-3 留意事項

(新設)

(1) 組合の農業経営事業については、地域農業の振興のため、その積極的な活用を図る必要がある一方、組合員の営農と競合しないような形態で、安定的に行うことが重要であるため、組合が農業経営事業を開始するに当たっては、組合員にその趣旨、内容を十分周知するとともに、組合内部で十分意見調整を行った上で、正組合員の3分の2以上の書面同意が得られていることを確認する必要がある。

(2) 組合員の総意の下での安定的な事業運営を確保するとの観点から、農業経営に関する事業計画及び事業実績について毎年度総会に付議し、組合員

いて毎年度総会に付議し、組合員の意思の反映が十分に図られるよう指導する必要がある。

(4) 組合の農業経営事業は、組合員のニーズに基づき、地域の担い手との間で適切に役割分担をしつつ、組合員の営農活動を補完して行う必要があることから、

① 組合の農業経営事業の実施に伴うカントリーエレベータ等共同利用施設の利用、農産物等の販売等が農家組合員による組合の事業利用の妨げとならないよう、農家組合員よりも有利な条件で行わないようにすること

② 担い手が当該農業経営事業を引き継ぐことやその対象となっている農地、採草放牧地又は農業用施設を利用して農業経営を行うことを希望する場合、これらの経営、農地の権利等の委譲を適切に行うことを指導する必要がある。

(5) 農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が農業経営事業を行うときには、（1）から（4）までに規定するほか、以下の点に留意する必要がある。

① 連合会について農業経営事業を行えることとされたのは、畜産の分野等において、農業経営が専門化、大規模化していること等から、農協では当該経営を適切に行うことが困難であり、連合会が対応した方が本事業を円滑に実施できる場合も考えられることによる。

② このため、実施に当たっては、農協の機能を補完する観点から行われることを基本とし、連合会と農協との間で十分調整するよう適切な指導を行う必要がある。

の意思の反映が十分に図られるよう指導する必要がある。

(3) 組合の農業経営事業は、効率的な農業経営を図るとの観点から認められたものであることから、法第11条の31第1項第2号の場合として行うものは、転廃業農家の施設を引き受け、つなぎ的に農業経営を行い、新たな担い手に引き継いでいく場合等担い手の育成等につながるものに限るものとする。

(4) 農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が農業経営事業を行うときには、（1）から（3）までに規定するほか、以下の点に留意する必要があること。

① 連合会について農業経営事業を行えることとされたのは、畜産の分野等において、農業経営が専門化、大規模化していること等から、農協では当該経営を適切に行うことが困難であり、連合会が対応した方が本事業を円滑に実施できる場合も考えられることによる。

② このため、実施に当たっては、ア) 農協の機能を補完する観点から行われることを基本とし、連合会と農協との間で十分調整するよう適切な指導を行う必要がある。

イ) 農地又は採草放牧地を利用する農業については、農地保有合理化事業として行う場合に限られていることから、連合会は行うことができない。

(附 則)

この規定による改正は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日（平成21年12月15日）から施行する。